

八重山高等学校PTA会則

第1章 総則

(名称と事務所)

第1条 本会は「八重山高等学校PTA」と称し、事務所を八重山高等学校(以下「本校」という)内におく。
(性格)

第2条 本会は、教育を本旨とする民主教育団体である。

2 本会は、生徒の福祉増進のため諸団体及び教育機関と協力する団体である。

3 本会は、自主性を堅持し、他にいかなる団体の支配、干渉をうけない団体である。

(組織)

第3条 本会は、本校生徒の父母(保護者を含む)、本校職員及び本会の目的に賛同する者で組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は会員相互の研修と親睦を図るとともに、本校教育の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の諸事業を行う。

- (1) 本校生徒の健全育成
- (2) 生徒の保護及び校外指導
- (3) 会員の研修、親睦の推進
- (4) 本校の施設、設備の改善
- (5) その他目的達成に必要な事項

第3章 機関

第1節 機関の設置

(機関の設置)

第6条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 理事会
- (4) 部会
- (5) 学年PTA・学級PTA
- (6) 地域PTA

第2節 総会

(地位)

第7条 総会は本会の最高議決機関である。

(議事の定足数)

第8条 総会は全会員の3分の1(委任を含む)以上の出席がなければ、総会を開き決議することはできない。

(招集)

第9条 総会の招集は会長が行う。

2 会長は、毎年5月に定期総会を招集しなければならない。

3 会長は、評議員会、理事会及び全会員の6分の1以上の会員の要求があったとき臨時総会を招集しなければならない。

(職務)

第10条 総会は次の諸事項を行う。

- (1) 会務報告の承認
- (2) 予算及び決算の審議、決定
- (3) 年間活動計画の承認
- (4) 会長、副会長及び監査員の選出と評議員の選任
- (5) 会則の改廃
- (6) その他必要な事項

(議長)

第11条 総会の議長は会長が推薦指名する。

(議案の提案)

第12条 総会への議案は原則として評議員会の承認を得て会長が提案する。

(採決)

第13条 総会の議事は出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議案審議の付託)

第14条 総会は議案の性質上、その議案の審議及び決定を評議員会に付託することができる。

ただし評議員会は、後日総会の承認を受けなければならない。

(諸係)

第15条 総会の運営上必要な諸係は会長が委嘱する。

(補足事項)

第16条 この節に規定するもののほか、総会の運営に必要な補足事項は総会でその都度決める。

第3節 評議員会

(地位)

第17条 評議員会は総会につぐ議決機関である。

(評議員)

第18条 評議員会は、学校側代表、学級PTA代表、地域PTA代表で構成する。評議員の数は次のとおりとする。

(1)学校側代表・・・本校職員の約4分の1、ただし学校長、教頭及び事務長を含める。

(2)父母・賛同者側代表・・・学校側代表の約3倍、ただし会長、副会長及び各離島代表を含める。

2 離島地区の評議員は、都合上評議員会に出席できないとき、委任した当該地区出身会員に代理として評議員会に出席させることができる。

ただし事前に会長の承認を受けなければならない。

(議事の定足数)

第19条 評議員会は、全評議員の3分の1(委任を含む)以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(招集)

第20条 評議員会の招集は会長が行う。

2 会長は次の場合、評議員会を招集しなければならない。

(1) 理事会の要求があった場合

(2) 全評議員の5分の1以上の評議員の要求があった場合

(職務)

第21条 評議員会は次の事項を行う。

(1) 総会へ提案する議案の審議

(2) 理事会、部会、学年PTA、学級PTA及び地域PTAから具申された事項の審議

(3) 予算及び決算の審議と補正予算の審議、決定

(4) 総会から付託された事項の審議、決定

(5) 各部事業計画の承認

(6) 次期評議員の推薦と各部長の承認

(7) 本会会計係及び本校進路指導部書記の採用と退職の決定

(8) その他必要事項の審議

(議長)

第22条 評議員会の議長は会長が推薦指名する。

(議案の提案)

第23条 評議員会の議案は原則として理事会の承認を得て会長が提案する。

(採決)

第24条 評議員会の議事は出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決るところによる。

(議案審議の付託)

第25条 評議員会は議案の性質上、その議案の審議を理事会に付託することができる。

ただし、後日評議員会の承認を得なければならない。

(諸係)

第26条 評議員会の運営上必要な諸係は会長が委嘱する。

(補足事項)

第27条 この節に規定するもののほか、評議員会の運営に必要な補足事項は評議員会でその都度決める。

第4節 理事会

(地位)

第28条 理事会は本会の執行機関である。

(理事)

第29条 会長、副会長、顧問、教頭、事務長、各部長及び学年委員長を理事とする。

(招集)

第30条 会長は必要と認めた場合、理事会を招集することができる。

2 会長は全理事の5分の1以上の理事が理事会開催を要求したとき、理事会を招集しなければならない。

(職務)

第31条 理事会は次の事項を行う。

- (1) 会務の執行と総会への報告
- (2) 予算案の編成及び決算書の作成
- (3) 評議員会への提案
- (4) 評議員会から付託された事項の審議
- (5) 緊急事項の処理
- (6) 第3章・第6節第36条、第37条、第38条及び第41条の2の別に定める事項についての審議、決定
- (7) その他必要事項の処理

(補足事項)

第32条 この節で規定するもののほか、理事会の運営に必要な補足事項は理事会でその都度決める。

第5節 部 会

(部会の種類)

第33条 本会に次の部をおく。

- (1) 総務部
 - (2) 福祉部
 - (3) 研修部
 - (4) 広報部
 - (5) 進路対策部
- 2 各部に次に委員会をおく。
- (1) 総務部に母親委員会をおく
 - (2) 福祉部に父親委員会をおく
- ただし、必要に応じて委員会をおくことができる

(組織)

第34条 各部は、会長が評議員の中から委嘱した部員で組織する。

(職務)

第35条 総務部は企画、庶務、渉外、会員名簿の発行及びその他の部に属しない事項等に関する業務を行う。

- 2 福祉部は校外生活指導、保健衛生、体育行事、図書館充実及びその他の生徒の福祉厚生等に関する事業を行う。
- 3 研修部は研修、研究調査統計及び教育文化等に関する事業を行う。
- 4 広報部は会報の定期発行、その他広報に関する必要な事業を行う。
- 5 進路対策部は本校進路指導部及び学年PTAと連携し、生徒の学習意欲の高揚と学習環境の整備及び進路に関する事業を行う。

第6節 学級PTA・学年PTA

(学級PTA・学年PTAの設置)

第36条 学年PTA・学級PTAの任務、組織については別に定める。

第7節 地域PTA

(地域PTAの設置)

第37条 地域PTAの任務、組織等については別に定める。

第4章 役 職 員

(役職員の種類と人数)

第38条 本会に次の役職員をおき、その人数を次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 顧 問 若干名
- (4) 理 事 17名

会長(1)・副会長(4)・顧問(若干名)・教頭(1)・事務長(1)・各部長(5)・学年委員長(3)

- (5) 評議員 第3章・第3節第18条で定める人数
- (6) 監査員 3名
- (7) 本会会計及び本校進路指導部書記 各1名
(役員の任期)

第39条 役員の任期は1ケ年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
(役員の選出方法)

第40条 会長、副会長及び監査員は総会で選出する。

- 2 顧問は学校長、会長経験者があたる。
- 3 評議員は第18条の規定に基づき学校側代表と学級PTA役員(学級評議員)と地域PTA役員(地域評議員)の中から総会で選出する。
- 4 部長は各部で互選し、評議員会の承認を受ける。
- 5 本会会計及び本校進路指導部書記の採用、退職は理事会で決定し、総会に報告する。
(役職員の職務)

第41条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事会は第3章・第4節に示された職務を遂行する。
- 4 部長は第3章・第5節に示された職務を行う。
- 5 評議員は第3章・第3節に示された職務を行う。
- 6 監査員は本会の会計を監査する。
- 7 本会会計係は主として本会の庶務会計を行い、本校進路指導部書記は主として本校進路指導部の事務を行う。
- 8 会長・副会長は各部に割り振る。

第5章 会 計

(経費と会費)

第42条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会費は、月額700円とする。
- 3 本会に特別会計を設け、その細則を別途定める。

(給与)

第43条 本会は本会会計に給与を支給する。

(監査)

第44条 本会の会計は毎年監査員の監査を受け、評議員会の承認を経て総会に提出する。

(会計年度)

第45条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 附 則

(備付帳簿)

第46条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会則綴り
- (2) 予算・決算書綴り
- (3) 徴収整理簿
- (4) 金銭出納簿
- (5) 予算差引簿
- (6) 会費・入会金・施設充実費等徴収簿
- (7) 証拠書類
- (8) 会議録
- (9) 会員及び役員名簿
- (10) 文書綴り
- (11) 備品台帳

(会則の改廃)

第47条 本会の会則は評議員会の審議を経て、総会の決議によって改廃することができる。

第48条 会務の処理に必要な、規程、規則等は会長が理事会の承認を得て別に定め、評議員会並びに総会 に報告するものとする。

(施行年月日)

第49条 本会の会則は昭和52年5月31日から施行する。

2 昭和63年5月14日改正

3 会則改正 第42条2項 平成8年4月1日から施行する。

4 会則改正 第38条2項、4項 平成12年5月30日から施行する。

5 会則改正 第33条2項、第41条8項 平成15年5月30日から施行する。

6 会則改正 第38条(3)(4)、第40条2項 平成20年5月18日から施行する。

7 会則改正 第38条(3)(4)、第40条2項 平成20年5月18日から施行する。

8 会則改正 第48条を挿入 平成22年5月12日から施行する。(旧第48条→第49条となる)

9 会則改正 第42条3項を挿入、第43条を改正 平成23年5月15日から施行する。

10 会則改正 第11条、第12条、第22条、第23条を改正 平成24年5月20日から施行する。

11 会則改正 第38条(3)(4)を改正 平成28年5月15日から施行する。

八重山高校等学校PTA細則

(目的)

第1条 この細則は、八重山高等学校PTA会則第48条により、本会運営に必要な規程を定めることにより円滑なPTA活動に資することを目的とする。

第2条 この細則による規程の改廃および追加に必要な事項は、理事会でその都度協議し決めて、評議員会および総会に報告する。

沖縄県立八重山高等学校PTA表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県立八重山高等学校PTA(以下「本会」という)の振興・発展に貢献し、本会の目的達成に顕著な功績のあった団体・個人を表彰し、もって高等学校教育と文化の振興・発展に顕著な功績のあった団体・個人を表彰し、もって高等学校教育と文化の振興に寄与することを目的とする。

(被表彰者の選考基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者を表彰する。

(1)PTA活動に顕著な功績があり、他の模範として本会の発展に寄与した者

(2)表彰に値すると認められる功績あるいは行為のあった者

(表彰の手続き)

第3条 被表彰者候補者推薦手続きは、次のとおりとする。

2 第2条各号に該当する被表彰候補者を、別に定める様式により推薦する。

(表彰の審査及び決定)

第4条 表彰は理事会の審査に基づき、本会会長がこれを行うものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、定期総会において行うことを原則とする。ただし、必要があるときは臨時に表彰することができる。

(登録)

第6条 表彰された被表彰者は、表彰者名簿に登録し、これを保持する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則 この規程は、平成22年5月12日より施行する。

弔慰に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本校PTAおよび本校教育に貢献のあった方に対する謝恩弔慰を表すことを目的とする。

第2条 本会員及び生徒に対しての弔慰金を次の通りとする。

(1) P会員およびT会員の死亡 3,000円

(2) 生徒の死亡 3,000円

第3条 本校PTA活動及び教育に貢献のあった方については、会長の判断により弔慰を表す。

- (1) 島内にあつては弔慰金 3,000円
- (2) 島外にあつては弔慰電文を送る

特別会計の徴収及び使途に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本校 PTA 会則第4条目的に示す「教育の向上発展に寄与する」学校徴収金について必要な規程を定めることにより円滑な教育活動に資することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、生徒一人当たりの経費を次の通りとする。

- (1) 進路指導費 年額 6,000円
- (2) 生徒派遣費 年額 11,000円
- (3) 図書費 年額 250円
- (4) 芸術鑑賞費 演目によって定める金額(1,000円～1,500円程度)
- (5) 行事費 行事によって定める金額、但し第5条に依るものとする。
- (6) PTA車両維持費 年額 200円
- (7) その他教育活動費 教科指導に必要な教材費等については受益者負担金として徴収する。

2 納入については、学校徴収金納入システムに組み入れて行うものとする。

(運営及び執行)

第3条 各費用の出納は、以下の通りとする。

- (1) 進路指導費は、専任の PTA 職員を置き出納及び進路事務を遂行し給与を支払う。
- (2) 生徒派遣費は、執行に関する規程は八重山高等学校生徒派遣規程に依る。
- (3) 図書費は、図書視聴覚主任の計画により図書選定委員会に図り執行する。
- (4) 芸術鑑賞費は、図書視聴覚主任の計画により学校長の承認を得た芸術鑑賞教育に対して執行する。
- (5) 行事費は、学校三大行事(文化祭、体育祭、舞台祭)における支援経費として執行する。
- (6) PTA 車両維持費は、PTA 車の燃料費に執行する。
- (7) その他教科に必要な経費については、当該教科主任の責任計画により執行する。

第4条 運営状況および執行の適時性については、顧問(校長)に委任する。

(会計監査)

第5条 特別会計の使途及び計画については、学校徴収金検討委員会に図り、適正化を審議するものとする。

2 学校徴収金検討委員会に PTA 副会長(1名)、PTA 1 学年委員長、PTA 2 学年委員長が PTA 代表として参加し、徴収目的の適正化について意見を述べることができる。

3 年度末に PTA 会計監査員の監査を受け、理事会および評議員会に図り、総会に報告するものとする。

(会計年度)

第6条 この規程における会計年度は、PTA 会則第45条を準用する。

附則

この規程は、平成23年5月15日から施行する。

但し、一部において平成22年度執行の事実を追認する。

平成24年5月20日 一部改正 第2条(5)、(8)

平成25年5月19日 一部改正 第2条(6)、(7)、第3条(6)、(7)

平成28年4月1日 一部改正 第2条(3)